

経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人みなば（以下「この法人」という。）の会計処理に関する基本を定めたものであり、会計業務を迅速かつ正確に処理し、この法人の損益の状況、財産の状況を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の経理業務のすべてについて適用する。

(会計処理の原則)

第3条 会計の処理および手続きは、法令、定款及びこの規程の定める原則に従って行うものとする。

(会計年度)

第4条 会計年度は、定款の定めにより、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計の区分)

第5条 会計の区分は次のとおりとする。

- (1)特定非営利活動に係る事業会計
- (2)その他の事業会計

(経理責任者)

第6条 経理責任者は、事務局長とする。ただし、経理責任者に事故があるとき又は経理責任者が欠けたときは、理事長が経理責任者の職務代行者を指名することができる。

第2章 勘定科目および帳簿組織

(勘定科目)

第7条 この法人においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。

(会計帳簿)

第8条 会計帳簿は、これを主要簿および補助簿とする。

(主要簿)

第9条 主要簿とは、つぎに掲げるものをいう。

- (1)仕訳帳

(2)総勘定元帳

(補助簿)

第10条 補助簿とは、つぎに掲げるものをいう。

(1)現金出納帳

(2)その他必要な勘定補助簿

(帳簿の照合)

第11条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第12条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿書類の保存期間)

第13条 会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを越えるものについては、その定めによる。

(1)計算書類等 10 年

(2)予算書 7 年

(3)会計帳簿 7 年

(4)契約書・証憑書類 7 年

(5)その他の書類 5 年

2 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。

3 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を得なければならない。

第3章 金銭出納

(金銭の範囲)

第14条 この規程で金銭とは、現金および預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

(出納責任者)

第15条 金銭の出納・保管については、出納責任者をおくものとする。

2 出納責任者は理事長が任命する。

第4章 固定資産

(固定資産の範囲)

第16条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ、取得価額 10 万円以上の有形固定資産およびその他の資産とする。

(取得価額)

第17条 固定資産の取得価額は次の各号による。

(1)購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額

(2)贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の購入)

第18条 固定資産の購入に際しては、会計責任者および代表理事の決裁を受けなければならない。

(固定資産の管理責任者)

第19条 固定資産の管理責任者は会計責任者とする。

(固定資産の管理)

第20条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況および移動について記録し、移動・毀損・滅失があった場合は代表理事に報告しなければならない。

(登記および付保)

第21条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第22条 有形固定資産のうち、土地および建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法（建物については定額法）により減価償却を実施するものとする。

(物品の管理)

第23条 物品として管理しなければならない消耗品・図書などは、固定資産に準じて備品台帳を設け、事務局長が管理するものとする。

第5章 予算

(予算の目的)

第24条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標をもって表示し、もって、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

(予算編成)

第25条 予算は事業計画案に従って立案し、調整および編成は理事会において行う。

2 予算は収支の目的、性質にしたがって科目を区分する。

3 予算の決定は、理事会の承認を得なければならない。

第6章 決算

(目的)

第26条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の損益を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(計算書類等の作成)

第27条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに、次の計算書類等を作成し理事会に提出しなければならない。

(1)財産目録

(2)貸借対照表

(3)活動計算書

2 計算書類等は理事会および総会の承認を得なければならない。

第7章 雑則

第28条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。